



第36号

令和5年12月1日発行

みどり
水土里ネット佐賀東部
佐賀東部土地改良区



幹線水路 大詫間線 上流を望む
【神崎市 千代田地区】



みどり
水土里ネット 佐賀東部
水と緑のパートナー

佐賀東部土地改良区

佐賀県神崎市千代田町直鳥 1425-1

〒842-0053 TEL 0952-44-5456

FAX 0952-44-3869

理事長あいさつ



組合員の皆様方におかれましては、日頃から本改良区の運営にあたり格別のご支援、ご協力を賜り心からお礼申し上げます。

新型コロナウイルスも今年の5月8日から感染症法の分類の5類に移行し、数年間にわたって多くの行事が中止や規模の縮小が続いておりましたが、昨今従来と同様に開催されるようになってきております。気を引き締め引き続き感染予防対策の必要性を感じているところです。

さて、今年のかんがい期については、九州北部は5月末に梅雨入りと、平年よりもかなり早い梅雨入りとなり、長雨が心配されたところでしたが、安定した降雨と河川流量により無事に田植え期を終えることが出来ました。

しかしながら、7月の梅雨末期の大雨では、行政からの要請により事前排水等を行っておりましたが、一部地域で湛水被害がでてしまいました。現状の管理施設では一定量

以上の降雨には施設の排水能力が足りておらず、その解消には排水機場の整備等、抜本的な対策が必要であると認識しております。問題解消のため、引き続き国県市町等関係機関への要望活動を積極的に行ってまいります。

次に男女共同参画の推進による女性理事登用についてです。土地改良区においても2

025年度までに国の指導により理事に占める女性の割合を10%以上とすることが努力義務とされており、本土地改良区においても、これからの組織運営・維持管理や新たな事業推進にあたって女性の立場でのご意見が必要であるとの認識から、今回の役員改選の際には女性役員を2名誕生させるよう準備を行っているとありますので、組合員の皆様のご理解をお願いいたします。

最後になりましたが、今後も役員一丸となって各施設の維持管理と安定的な用水に努めてまいりますので、組合員の皆様の一層のご支援ご協力をいただきますよう重ねてよろしくお願い申し上げます。

佐賀東部土地改良区
理事長 吉村 清嗣



令和4年度臨時総代会開催

令和4年11月4日(金曜日)に神崎市役所大会議室において、令和4年度臨時総代会を開催しました。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の為、書面議決の推進などの対策をしたうえで、当日は総代85名の出席(会議出席15名、書面議決70名)により開催しました。

議長には神崎市千代田町の西村和美総代が選出され、円滑な議事進行に努められ、各議案を慎重審議した結果、全議案原案どおり承認可決となりました。議案については次の通りです。

第1号議案 佐賀東部土地改良区定款の一部変更について

第2号議案 独立行政法人水資源機構事業「筑後川下流用水総合対策事業」に要する費用負担の同意について

第3号議案 令和3年度事業報告及び一般会計決算書類並びに財産目録の承認について

第45回通常総代会開催

令和5年3月23日(木曜日)に神崎市千代田公民館において、第45回通常総代会を開催しました。

なお、今回も臨時総代会同様、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の為、書面議決の推進などの対策をしたうえで、当日は総代95名の出席(会議出席26名、書面議決69名)により開催しました。

議長には佐賀市諸富町の山口康雄総代が選出され、円滑な議事進行に努められ、各議案を慎重審議した結果、全議案原案どおり承認可決となりました。議案については次の通りです。

第1号議案 令和4年度専決処分した事件の承認について

第2号議案 令和5年度 一時借入金の借入れ並びに歳計現金の預入先について

第3号議案 令和5年度 賦課金の賦課及び徴収方法等について

第4号議案 令和5年度 事業計画並びに一般会計収支予算(案)について(その1～その2)

臨時総代会・通常総代会ともに書面議決にご協力いただいた皆様方、また総代会に出席いただいた皆様方には大変お忙しい中、ご審議頂きありがとうございました。

新総代 決定

任期満了に伴う総代選挙が令和5年4月17日に実施され、各選挙区で無投票の結果新たに101名の総代が当選されました。

新しい総代の任期は令和5年4月30日から令和9年4月29日までの4年間です。

令和3年度 決算の概要

令和3年度 収支決算書

科 目(款)	本年度決算額
1. 土地改良事業収入	159,355,228
2. 附帯事業収入	532,571
3. 特定資産運用収入	1,603,001
4. 補助金収入	74,931,568
5. 寄付金収入	551,818
6. 業務受託料収入	5,682,700
7. 雑収入	5,625,900
8. 借入金収入	0
9. 特定資産取崩収入	69,433,627
10. 固定資産売却収入	0
(A) 当期収入合計	317,716,413
前期繰越収支差額	20,868,961
(B) 収入合計	338,585,374

(単位:円)

科 目(款)	本年度決算額
1. 土地改良事業費支出	57,140,595
2. 一般管理費支出	43,932,016
3. 土地改良事業負担金支出	69,438,808
4. 借入金返済支出	79,286,640
5. 支払利息	532,673
6. 固定資産取得支出	176,000
7. 特定資産積立支出	65,620,719
8. 雑支出	0
9. 予備費	0
(C) 当期支出合計	316,127,451
(A)-(C) 当期収支差額	1,588,962
(B)-(C) 次期繰越収支差額	22,457,923

令和3年度 貸借対照表

I 資産の部	
1. 流動資産	27,836,210
(1)現金及び預金	18,852,342
(2)未収賦課金等	1,926,065
(4)その他未収金	6,903,779
(6)前払費用	154,024
2. 固定資産	2,354,710,184
(1)特定資産	2,274,080,896
①所有土地改良施設	1,787,185,098
②土地改良施設用地等	20,274,647
③受託土地改良施設使用収益権	25,329,817
④財政調整積立資産	179,601,635
⑤職員退職給付引当積立資産	56,000,000
⑥役員退職慰労積立資産	533,000
⑦転用決済金積立資産	165,460,974
⑧施設更新積立資産	22,000,000
⑨建物更新積立資産	5,114,000
⑩水利施設整備事業負担金積立資産	12,581,725
(2)その他の固定資産	80,629,288
①土地	22,061,040
②建物	45,460,997
③機械及び装置	3,103,652
④工具、器具及び備品	539,037
⑤長期未収賦課金	3,958,863
⑥その他の固定資産	5,946,639
⑥不納欠損引当金	-440,940
(3)繰り延べ資産	0
資産合計	2,382,546,394

(単位:円)

II 負債の部	
1. 流動負債	45,166,705
(1)未払金	1,656,094
(2)預り金	875,907
(3)一年以返済長期借入金	41,868,507
(4)未払費用	766,197
2. 固定負債	162,380,451
(1)公庫資金等長期借入金	8,724,053
(2)その他の長期借入金	125,040,000
(3)職員退職給付引当金	27,758,854
(4)役員退職慰労引当金	0
(5)その他固定負債	857,544
負債合計	207,547,156
III 正味財産の部	
1. 指定正味財産	1,355,651,135
(1)受取補助金等	12,581,725
(2)所有土地改良施設受増益	1,343,069,410
(うち基本財産への充当額)	0
(うち特定資産への充当額)	(-52,726,342)
2. 一般正味財産	819,348,103
(1)一般正味財産	819,348,103
(うち基本財産への充当額)	0
(うち特定財産への充当額)	(2,270,274,238)
正味財産合計	2,174,999,238
負債及び正味財産合計	2,382,546,394

令和3年度 正味財産増減計算書

科 目	本年度決算額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収入	250,806,245
1 土地改良事業収入	161,281,293
2 附帯事業収入	532,571
3 特定資産運用収入	1,603,001
4 受取補助金等	64,931,568
5 寄付金収入	551,818
6 受取業務受託料収入	5,682,700
7 不能欠損引当金取崩益	593,272
8 雑収入	2,561,097
9 受取補助金等	13,068,925
(2) 経常支出	246,448,849
1 土地改良事業費	53,499,338
2 不能欠損引当金繰入額	440,940
3 減価償却費	90,179,393
4 一般管理費	37,831,405
5 土地改良事業負担金	64,497,773
当期経常増減額	4,357,396

(単位:円)

科 目	本年度決算額
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収入	90,682,213
1 固定資産受増益	65,308,067
2 過年度修正(益)	25,374,146
(2) 経常外支出	993,873
1 不納欠損	461,197
2 固定資産除却損	3
3 支払利息	532,673
当期経常外増減額	89,688,340
当期一般正味財産増減額	94,045,736
一般正味財産期首残高	725,302,367
一般正味財産期末残高	819,348,103
II 指定正味財産増減の部	
1 受取補助金等	10,000,000
2 一般正味財産への振替額	-78,376,992
当期指定正味財産増減額	-68,376,992
指定正味財産期首残高	1,424,028,127
指定正味財産期末残高	1,355,651,135
III 正味財産期末残高	2,174,999,238

令和5年度予算の概要

【一般会計】 収入の部

(単位:円)

科 目(款)	本年度予算額
1.土地改良事業収入	156,209,000
2.附帯事業収入	515,000
3.特定資産運用収入	700,000
4.補助金収入	67,658,000
5.寄付金収入	100,000
6.業務受託料収入	5,987,000
7.雑収入	1,729,000
8.借入金収入	2,000
9.特定資産取崩収入	44,122,000
10.固定資産売却収入	5,000
11.繰越金	20,000,000
収入合計	297,027,000

支出の部

(単位:円)

科 目(款)	本年度予算額
1.土地改良事業費支出	60,102,000
2.一般管理費支出	43,947,000
3.土地改良事業負担金支出	51,278,000
4.借入金返済支出	35,813,000
5.支払利息	169,000
6.固定資産取得支出	4,505,000
7.特定資産積立支出	81,145,000
8.雑支出	51,000
9.次年度繰越金	15,000,000
10.予備費	5,017,000
支出合計	297,027,000

令和5年度組合費の賦課について

「賦課基準」・賦課対象:田が対象

・賦課対象地積:令和5年4月1日現在

○経常賦課金(運営費、管理費)

○県営事業費償還金(東脊振線・浮島線

・水源施設整備・詫田線・曾根線・城原金立線

・徳富線・大堂線等)

科目	賦 課 基 準				附 記
	種 別	賦課対象地域	地目	10a当り	
経常 賦 課 金	事務所費	全地域地積割	田	(600円) 400円	特殊1級地域、吉野ヶ里町東脊振地区、みやき町及び上峰町を除く地域 佐賀県内においては市町の助成により400円/10a 福岡県内においては600円/10a
	管理事務費	通水地域	"	400円	特殊1級地域、決済金充当地区(④ブロック、⑥佐賀市大中島地区)及び町助成地区(①吉野ヶ里町東脊振地区、②みやき町、②上峰町)を除く地域
	水機構管理費 佐賀東部 導水路	③⑥⑨ ブロック	"	990円	福岡県内(③城島町浮島、⑥大川市道海島、⑨大川市大野島)
	水機構管理費	①④⑦ブロック	"	120円	特殊1・2級地域、決済金充当地区(④ブロック)及び町助成地区(①吉野ヶ里町東脊振地区)を除く地域
	大詫間幹線水路	②⑤⑧⑧ブロック	"	450円	町助成地区(②みやき町、②上峰町)を除く地域
		③⑥⑨ ブロック	"	960円	佐賀県内(決済金充当地区⑥諸富町大中島を除く)
		③⑥⑨ ブロック	"	930円	福岡県内(③城島町浮島、⑥大川市道海島、⑨大川市大野島)
	国・県営施設管理費	①④⑦ ブロック	"	590円	特殊1級地域、決済金充当地区(④ブロック)、町助成地区(①吉野ヶ里町東脊振地区)を除く地域
		②⑤⑧⑧ブロック	"	380円	町助成地区(②みやき町、②上峰町)を除く地域
		③⑥⑨ ブロック	"	360円	佐賀県内(決済金充当地区⑥諸富町大中島を除く)
		③⑥⑨ ブロック	"	340円	福岡県内(③城島町浮島、⑥大川市道海島、⑨大川市大野島)

科目	賦 課 基 準				附 記
	種 別	賦課対象地域	地目	10a当り	
特別賦課金	県営事業費	⑦ブロック	田	640円	神崎市神埼地区
				2,200円	佐賀市金立・久保泉地区

○国営事業費償還関係(三田川線・千代田線・城原金立線)

科目	賦 課 基 準				附 記
	種 別	賦課対象地域	地目	10a当り	
特別賦課金	国営事業費	①ブロック	田	1,610円	吉野ヶ里町三田川地区
		②ブロック	"	1,420円	吉野ヶ里町三田川地区 神崎市神埼地区、 神崎市千代田地区
		⑤ブロック	"	2,450円	神崎市神埼地区
				2,450円	神崎市千代田地区
		⑦ブロック	"	1,230円	神崎市神埼地区 特殊1級を除く地域
				450円	神崎市神埼地区 特殊1級地域
		⑧ブロック	"	220円	神崎市神埼地区 神崎市千代田地区

当土地改良区では、毎年度一回、組合員に対し賦課金のご納入をお願いしています。

しかしながら、現在この賦課金の未収が問題となっており、毎年度賦課金が未納となっている方もいる状況です。

皆様の賦課金で土地改良区は運営をしておりますので、賦課金の趣旨をご理解いただき、納入にご協力いただきますよう宜しくお願いいたします。

土地改良区では、平等な負担をしていただくために、納付期限内に納めて頂けない方に対して過怠金を課しています。

～賦課金とは～

☆経常賦課金

・事務所費、管理事務費

職員や施設を操作する人の人件費や会議費等、事務所の運営に係る費用

・水機構管理費

大詔間線の維持管理に係る費用

・国県営管理費

国県営施設の維持管理に係る費用

☆特別賦課金

・国営事業費、県営事業費、水機構事業費

国や県等の事業で作られた水路の工事費の償還金の地元負担分

こういったケースをそのままにしておくと賦課金が未納となってしまう預貯金差押え等の「滞納処分」の対象となる場合があります！

現在の組合員は既に亡くなっているが、土地改良区に連絡せず、賦課金も納入していない

今お金がないので納入できない

こんなことはありませんか？

田を持っているが、水を使っていないので賦課金は納入しなくてよいと思い、納入していない

土地改良区、賦課金のことがよく分からないので納入していない

うっかり納入し忘れていた

ご不明な点等ある場合は、必ず佐賀東部土地改良区までご連絡下さい

賦課金は納期限内にお願いします！

令和5年度賦課金の納入期限は令和5年12月28日(木)です。

農地の転用等をした場合はお手続きをお願いします

- ・農地を農地以外(宅地など)に転用する場合
- ・田から畑等に地目を変更する場合
- ・公共事業用地(道路・河川・水路など)として買収される場合

①地区除外の手続き

②農地転用決済金の納入 が必要になります。なお、転用される際に過去の賦課金に未納がある場合はそちらも納入をお願いします。

農地転用決済金とは？

農地が転用されるにあたり、減少していく農地に過重な負担が生じないように制度化されたものです。

例えば今まで十のものを十人で負担していたとすると、一人当たりの負担は一ですが、一人抜けたとしたら十を九人で負担することになり、他の組合員一人当たりの今後の賦課金の負担が大きくなってしまいます。

そこで、農地を転用する際には今後納入するはずであった賦課金を一括して納入いただくことで、残った人の負担を無くするというものです。

※特に公共事業用地に転用される場合は、担当者と十分話し合いの上、決済金について後々問題が生じないよう確認していただきますようお願いいたします。

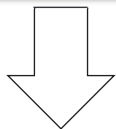
佐賀東部土地改良区の農地転用決済金の金額は「転用面積(㎡)×㎡当たりの単価」です。単価は転用される農地の地区により異なりますので、詳細はお問い合わせください

口座振替にしませんか？

口座振替でのご納入を推進しております

納付書でのご納入だと…

- ・納入の為にわざわざ金融機関に行くのは手間がかかる
- ・気づいたら納付書の納入期限が過ぎていた！
- ・なかなか金融機関の窓口に行く時間がない



口座振替をお申込みいただくと

●事前に通知でお知らせしていた日に、ご指定の口座から賦課金を引き落とししますので払い忘れの心配がありません。
(残高が不足していた場合には文書でお知らせした後、翌月に再振替いたします。)

手続きが面倒ではないか？

●申請用紙に記入していただき、通帳届出印を押印のうえ口座振替の取扱い金融機関か佐賀東部土地改良区に提出していただきます。
用紙は当土地改良区にご連絡いただければ郵送いたしますので、ご記入後金融機関に提出していただくか、当土地改良区にご返送いただければ手続きをいたします。

どの金融機関の口座でも引き落としできる？

- 口座振替できる金融機関は
 - ・佐賀県農業協同組合
 - ・佐賀銀行
 - ・佐賀共栄銀行

その他の金融機関の口座からは引き落としできませんのでご了承ください。

各種お手続きをお忘れなくお願いします！

●佐賀東部土地改良区
の組合員が亡くなった

●住所が変わった

●田を買った、
もしくは売った

など、お手数ですが変わられた際は必ず当土地改良区までご連絡ください。

- ・農地の移動（売買・賃借権・交換等）
- ・生前一括贈与又は死亡による名義変更
- ・農業者年金受給及び経営移譲・住所等の変更

このような場合は、『組合員資格得喪通知書』を土地改良区までご提出ください。

法務局、市町、農業委員会などの公共機関にて手続きをされた場合であっても、変更があった場合には組合員から土地改良区の方へ届出をするように土地改良法により義務づけられています。

なお、組合員の変更を行う際、土地改良法第42条により、その土地の権利義務が引き継がれることになるため、以前の組合員に未納がある場合は新しい組合員にその納入義務が生じることになりますのでご注意ください。

国営筑後川下流右岸 農地防災事業について

当区管内の国・県営水路において、国による防災事業（平成二十四年度～令和九年度）に伴う工事が行われております。内容といたしましては、水路法面をブロックマツト工法にて整備することで、法面崩壊を防ぎ半永久的に保護するのがこの事業の目的です。

今年度は、国営三田川線（柳島工区）、国営千代田線（永歌工区）、国営諸富線（境原工区）が整備される予定であり、国営水路については八割強が整備されることになります。また、県営水路においては全て整備が完了しております。

工事中は近隣の方にご迷惑をお掛けしますが、ご協力頂きますようお願いいたします。



施工前



施工後

水資源機構営筑後川下流用水 総合対策事業について

水資源機構施設については、佐賀平野東部地域の広大な穀倉地帯に安定した農業用水を供給すると同時に地域の環境用水・防火用水の供給に重要な役割を果たしております。しかしながら、造成から四十年を経過している施設もあり、過年度より不具合の多発や法面崩壊など、老朽化が顕著になってきておりました。

このことから、令和五年度より地震対策、老朽化対策及び災害防止対策として更新工事が着工されることとなりました。事業期間は令和十九年度までの十五年間の予定となっております。

大詫間幹線水路については、災害防止対策として国営防災事業と同じく法面をブロックマツト工法にて整備される予定となっております。

なお、現在大規模な法面崩壊が発生している箇所もあります。その中で、通行の際はご注意くださいようお願いいたします。



大詫間線



法落ち状況

クリーク水路の 事前排水について

【問題】集落の過疎化及び高齢化等に伴い、人員確保が困難で、安全面からみて除草作業が難しいという意見も出ており、今後の管理について検討が必要。

【対応】未締結区間において、市町道・農道と区分されており、通行に支障がある場合は、急的に市町で対応をお願いしている。

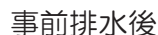
【お願い】
全てを管理することは困難であるため、現在協定を締結して頂いている地区の皆様につきましては、引き続き協力頂き、ますよう宜しくお願いいたします。

現在、管内63地区と協定締結し清掃活動を実施していただいております。
【協定延長約72,500m（カバー率 約81%）】

＊協定に関する主な内容＊

- ①水路法面の、除草・ゴミ拾いを年二回（春・秋）実施
- ②資料提出（活動日報・写真データ）
- ③土地改良区より活動推進費として交付金の支払い
（清掃活動時の傷害保険加入済み）

水路断面



近年の気候変動に伴い豪雨の発生頻度は高まり、佐賀東部地区管内の下流域等では湛水被害が発生しております。

そこで、大雨が予想される場合には、行政（神埼市）からの要請のもと、クリークの事前排水を行い水位を低下させることで貯留断面を確保し、浸水被害の軽減を図っております。

排水については、干満の影響により時間的制約があり、取水されている場合、排水開始が遅れ十分な空き容量を確保することが難しくなりますので、大雨が予想される場合につきましては、上流域（パイプライン区間）の皆様におかれましては、早めの取水停止にご協力下さい。

少しでも被害が軽減されるよう流域全体での取組が必要となりますので、引き続きご協力頂きますようお願いいたします。

佐賀東部土地改良区への道しるべ

神崎市千代田町を東西に走る国道 264 号線と県道佐賀八女線の間地点を横断する町道(通称 中央道路)に面し、千代田中学校そばの城原川にかかる中央大橋から西へ約 300m、ショッピングセンター・アニーのある地蔵橋交差点から東へ約 700m。下直鳥地区に位置しています。

用排水管理のお問い合わせはもちろんのこと、農地の転用、組合員資格の変更、賦課金に関すること、筑後川下流土地改良事業や土地改良区運営のことでご不明の点がございましたら、どうかお気軽に事務所へおいでください。

